

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和4年8月3日

旭 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
○				旭市飯岡、行内、平松、横根、萩園地区	無	令和2年度～令和6年度	飯岡東部環境保全会